

総合モニタリング計画の改定について

東京電力福島第一原子力発電所事故に係る放射線モニタリングを確実にかつ計画的に実施するため、原子力災害対策本部の下に設置されたモニタリング調整会議において「総合モニタリング計画」（平成23年8月2日決定、令和5年3月16日最終改定）を策定し、本計画に基づき、関係府省、福島県、東京電力等が連携してモニタリングを実施しています。

現状を踏まえて本計画の改定を行いましたのでお知らせします。

総合モニタリング計画の主な変更点

○総合モニタリング計画別紙「海域モニタリングの進め方」の

「4 実施計画」を改め、

- ・ALPS処理水放出開始後の関係機関における海域モニタリングの取組を反映するほか、
- ・海域モニタリングの取組実態に即した適正化等を行う。

○その他、これまでの取組の実績を踏まえた変更や記載の適正化等の所要の改定を行う。

最新の総合モニタリング計画

<https://radioactivity.nra.go.jp/ja/contents/18000/17927/view.html>